

ID: 190-3

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	給食費の減額		
例規名 根拠条項	名寄市立認定こども園等における給食費の徴収に関する要綱 第4条		
例規番号	令和元年告示第1014号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(給食費の減額)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を給食費から減額することができる。</p> <p>(1) 欠席の期間が月の全日にわたるとき 全額</p> <p>(2) 欠席の期間が同月内で継続して15日以上るとき 2分の1減額</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症のり患等により出席停止の指示を受けたため、連続して3日以上給食の提供を受けないとき 給食の提供を受けない日数に1食当たり200円を乗じた額</p> <p>(4) その他市長が特別な事情があると認めるとき 市長が認めた額</p> <p>2 前項の規定により給食費の減額を受けようとする者は、給食費減額申請書（別記様式第1号）に当該月の給食費納付書を添付し市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに減額の可否を決定し、給食費減額承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 給食費減額の決定により、給食費の還付が発生した場合は、翌月分の給食費を減額し調整するか、又は未納給食費へ充当するものとする。ただし、翌月分の給食費で調整できない場合は、当該金額を保護者に還付するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和2年7月1日	最終変更年月日	令和6年7月31日